

## 令和8年度 白井市子育て世帯訪問支援事業登録事業者募集要項

### 1 目的

家事、育児等に不安又は負担を抱える保護者、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯（以下「子育て世帯」という。）の居宅に、訪問支援員が訪問し、子育て世帯が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、食事の準備、掃除、買い物の代行などの家事支援や、保育所等の送迎支援、一時的な保育等の育児支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、訪問支援員を派遣する事業を行う。ついては、令和8年度の受託事業者の募集を行う。

### 2 募集形態

本業務の目的を達成するため、適当と認められる事業者に委託する。子育て世帯訪問支援事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）が事業者を選定できるように、複数の事業者に委託する。

### 3 委託業務

- (1) 業務の名称 白井市子育て世帯訪問支援事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 内容 別紙「令和8年度白井市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

### 4 応募資格

次の要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（訪問系サービスに限る。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けている事業者若しくは同等の援助が提供できる事業者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない事業者
- (3) 白井市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成12年4月28日制定）に基づく指名停止措置を受けていない事業者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき又は更生再生手続開始の申立てがなされている場合は、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている事業者
- (5) 白井市暴力団排除条例（平成24年10月3日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けておらず、また同要領別表に掲げる措置要件に該当しない事業者
- (6) 過去5年間に本市又は他の自治体において、養育支援訪問事業または産後ケア事業等、同等の業務の履行実績がある事業者
- (7) 利用者の派遣要望に応えることができるスタッフ（派遣ヘルパー）を有するなど本事業の適切な運営が確保できる事業者
- (8) 本事業に係る契約書、仕様書及び関係法令等を遵守できる事業者

### 5 委託料

委託料は単価契約（実績払）とし、支援費、交通費等、事務費及び管理費とする。

- (1) 支援費

訪問支援員が利用者の居宅等において支援に従事した時間につき、1時間当たり3,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(2) 交通費等

訪問支援員が利用者の居宅等において支援に従事した回数1回につき、1回当たり1,860円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(3) 事務費及び管理費

1か月当たり47,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※ただし、月に1回以上の利用があった月のみとする（キャンセル料が発生した月の場合も含む）。

(4) キャンセル料の取扱いについて

利用者から訪問支援員派遣予定日の前日午後5時以降に、派遣日変更等の連絡があった場合は3,000円を、利用者宅を訪問したにもかかわらず業務を履行することができなかった場合は4,860円を支払うものとする。

6 申請手続き等

(1) 募集のスケジュール

①募集要項等の配布

令和8年3月2日（月）から 令和8年3月13日（金）

※事業担当課において書類配布を受けるか、白井市ホームページからダウンロードすること。

②応募書類の提出受付

令和8年3月2日（月）から 令和8年3月13日（金）

※事業担当課での書類配布及び提出受付は、市役所開庁日の午前8時30分～午後5時15分までとする。

※事業担当課まで郵送（期間内必着）又は直接持参すること。

③審査結果の通知予定日

令和8年3月23日（月）

④委託契約締結予定日

令和8年4月1日（水）

(2) 提出書類

下記の申請書及び添付書類を1部提出すること。

ア 白井市子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請書（様式第1号）

イ 白井市子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請にかかる誓約書（様式第2号）

ウ 事業者の概要（様式第3号）

エ 定款又はこれに類する書類（任意様式）

オ 本市又は他の自治体において、養育支援訪問事業又は産後ケア事業等、同等の業務を受託した実績のわかる書類（契約書の写し等）

カ 指定書の写し

（指定障害福祉サービス事業者又は指定居宅サービス事業者の場合）

(3) 提出先(事業担当課)

〒270-1492 白井市復1123

白井市健康子ども部子育て支援課家庭児童相談室（白井市保健福祉センター3階）

電話：047-497-3477

FAX：047-492-3033

## 7 質問票の提出及び回答

受託に際して質問等がある場合は、質問票（様式第4号）に質問事項を記載して提出する。

### (1) 提出期限・方法

令和8年3月6日(金)17時必着（Eメールでのみ受け付ける。）

### (2) 回答方法

質問に対する回答は、受託申し込みに必要な項目のみ、市ホームページで令和8年3月11日(水)正午までに行う。

## 8 審査結果の通知等

(1) 書類提出後に応募を辞退する場合は、事業担当課にその旨連絡し、応募辞退届（様式第5号）に記入押印のうえ提出すること。

(2) 提出書類に基づく審査の結果は、書面により全応募者に通知する。なお、子育て世帯訪問支援事業登録事業者として登録することが適当であると本市が認める事業者については、契約関係書類を別途郵送するので、必要箇所に記入押印のうえ指定の期日までに事業担当課あてに提出すること。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

(1) 応募資格要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 著しく信義に反する行為があった場合

(4) 契約を履行することが困難と認められる場合

(5) 応募に際して不正行為があった場合

## 10 その他留意事項

(1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない。なお、本市で定めた保存年限終了後、本市の責においてすべて処分するものとし、本業務以外に使用しない。

(2) 提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。

(3) 本件に係る令和8年度予算が、白井市議会の議決を得られない時は、契約手続きを中止する。

なお、この場合、市は本件が契約締結されないことによる補償は行わない。